

高梁市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

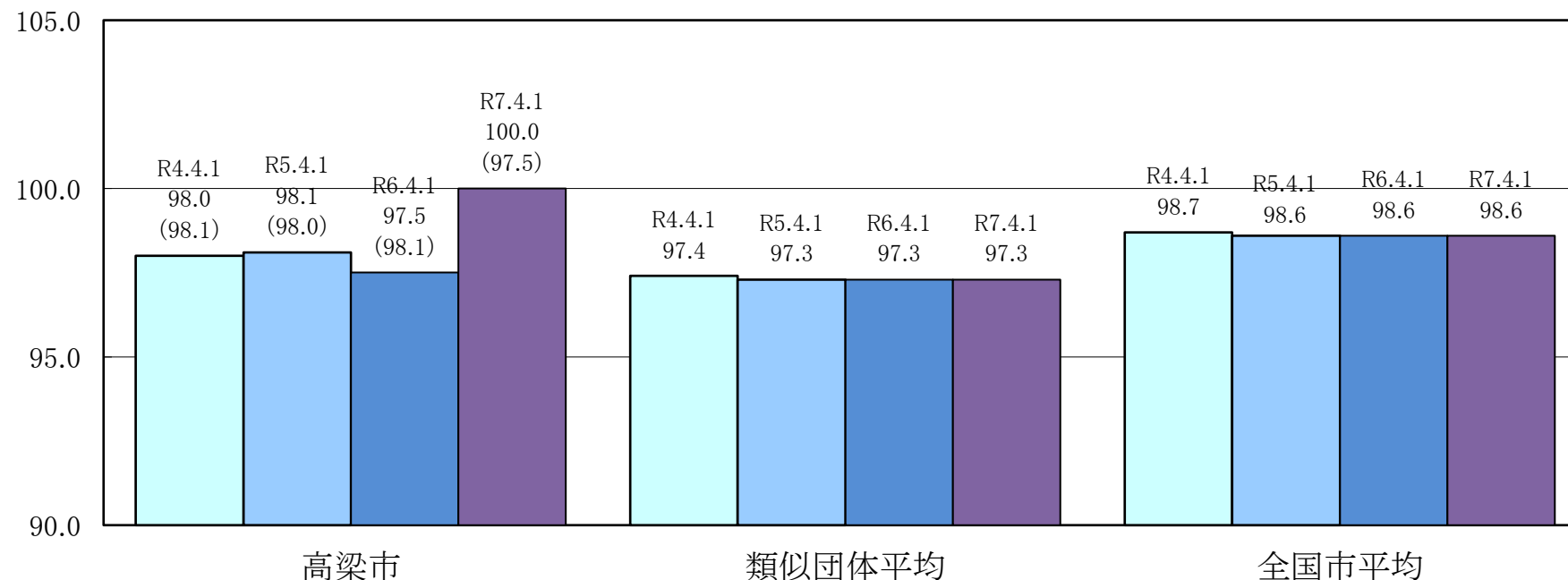
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	26,020人	29,681,061千円	937,539千円	4,727,748千円	15.93%	17.36%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	452人	1,663,680千円	325,608千円	706,450千円	2,695,738千円	5,964千円	5,916千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日以後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】 国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

〔実施〕 未実施

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、独自の給料表を改め、1級から8級までを国家公務員に準拠した給料表へ改定を行った。

② 地域手当の見直し

平成27年4月1日制度導入時点では、東京都特別区18%、大阪府大阪市15%、岡山市3%、給与改定後は、平成27年4月に遡及し、東京都特別区18.5%、大阪府大阪市15.5%、岡山市3%、平成28年4月1日以降は東京都特別区20%、大阪府大阪市16%、岡山市3%を支給。令和7年4月1日以降は岡山市4%に改め、倉敷市4%を支給対象に加えた。

③ その他の見直し内容

単身赴任手当を新設。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高梁市	42.8 歳	341,072 円	403,730 円	372,088 円
岡山県	43.0 歳	339,871 円	426,501 円	371,562 円
国	41.9 歳	332,237 円	- 円	414,480 円
類似団体	42.6 歳	327,221 円	383,976 円	354,371 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
高梁市	55.9 歳	20 人	343,185 円	389,370 円	352,005 円	-	- 歳	- 円	-
うち用務員	58.1 歳	2 人	376,050 円	399,950 円	38,850 円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.0 歳	251,000 円	1.59
うち自動車運転士	- 歳	1 人	- 円	- 円	- 円	-	- 歳	- 円	-
うち清掃職員	57.7 歳	4 人	372,725 円	410,150 円	385,000 円	廃棄物処理業	41.9 歳	320,600 円	1.28
うち学校給食員	52.8 歳	6 人	364,183 円	407,933 円	375,683 円	飲食物調理従事者	45.1 歳	270,300 円	1.51
うちその他	56.3 歳	7 人	309,957 円	356,557 円	315,614 円	-	- 歳	- 円	-
岡山県	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	-	- 歳	- 円	-
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	- 円	337,907 円	-	- 歳	- 円	-
類似団体	52.3 歳	10 人	312,166 円	339,859 円	325,721 円	-	- 歳	- 円	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値の比較)		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
高梁市	-	-	-
うち用務員	6,635,200 円	3,395,700 円	1.95
うち自動車運転士	-	-	-
うち清掃職員	6,644,200 円	4,457,900 円	1.49
うち学校給食員	6,670,696 円	3,557,900 円	1.87
うちその他	- 円	- 円	-

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)
 ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(幼稚園)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高梁市(幼稚園)	37.4 歳	307,992 円	346,244 円
岡山県(小・中学校)	41.3 歳	355,400 円	395,097 円
類似団体	40.8 歳	314,249 円	348,456 円

④税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高梁市	35.7 歳	298,772 円	371,061 円	317,428 円
岡山県	- 円	- 円	- 円	- 円
国	41.3 歳	364,188 円	- 円	442,129 円
類似団体	38.8 歳	305,541 円	381,982 円	326,122 円

⑤福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高梁市	44.3 歳	328,980 円	423,845 円	339,965 円
岡山県	- 円	- 円	- 円	- 円
国	44.2 歳	346,980 円	- 円	395,165 円
類似団体	40.6 歳	309,462 円	343,685 円	324,561 円

⑥消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高梁市	36.2 歳	304,015 円	368,341 円	329,845 円
類似団体	38.4 歳	313,151 円	380,615 円	341,760 円

⑦医師・歯科医師職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高梁市	51.4 歳	568,273 円	1,289,646 円	614,473 円
岡山県	- 円	- 円	- 円	- 円
国	53.9 歳	522,988 円	- 円	860,880 円
類似団体	45.3 歳	537,520 円	1,164,647 円	707,102 円

⑧看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高梁市	43.7 歳	316,589 円	366,833 円	327,685 円
岡山県	- 円	- 円	- 円	- 円
国	48.2 歳	333,346 円	- 円	375,323 円
類似団体	42.0 歳	317,875 円	371,164 円	334,715 円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2)職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区分	高梁市	岡山県	国	
一般行政職	大学卒	225,600 円	232,100 円	220,000 円
	高校卒	201,000 円	200,500 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	188,000 円	- 円	- 円
	中学卒	179,000 円	- 円	- 円

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

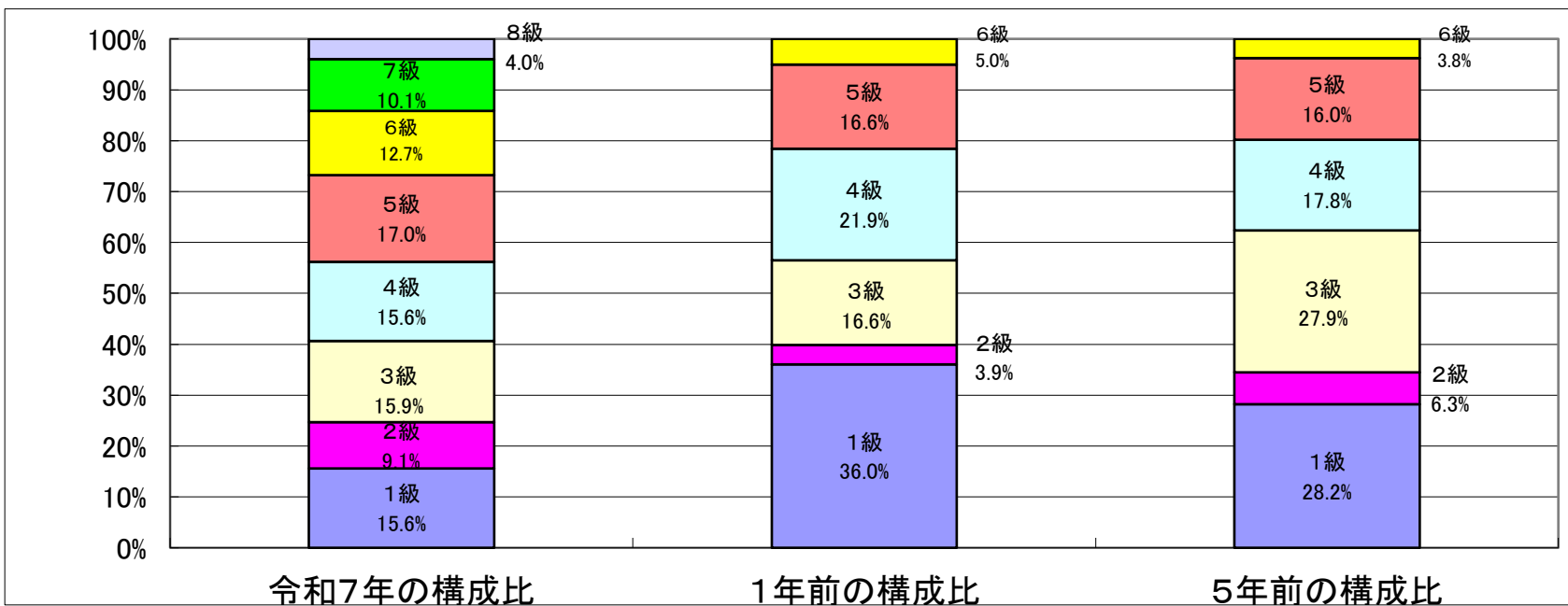
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	288,400 円	361,800 円	393,000 円	424,800 円
	高校卒	271,400 円	351,600 円	383,600 円	385,400 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	276,800 円	305,000 円	364,800 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

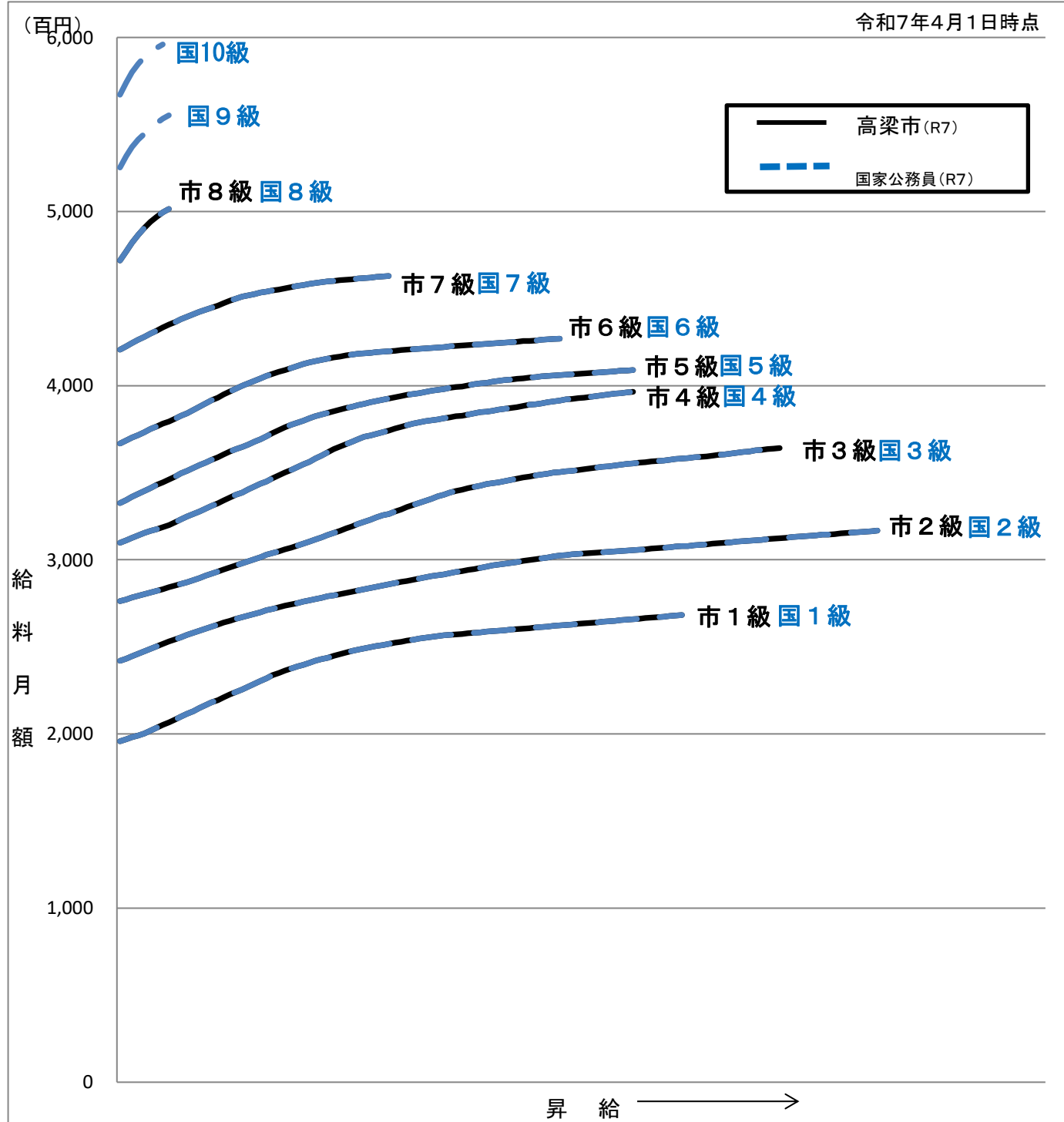
(1)一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給与月額	最高号級の給与月額
8 級	部長の職務	11人	4.0%	471,900円	501,500円
7 級	部次長の職務	28人	10.1%	420,700円	463,000円
6 級	課長又は課長代理の職務	35人	12.7%	366,800円	427,000円
5 級	課長補佐又は主幹の職務	47人	17.0%	332,600円	409,000円
4 級	係長又は主査の職務	43人	15.6%	309,800円	396,500円
3 級	主任の職務	44人	15.9%	276,300円	364,200円
2 級	主事又は技師の職務	25人	9.1%	242,000円	316,800円
1 級	主事又は技師の職務	43人	15.6%	195,800円	268,800円

(注)1 高梁市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(高梁市)

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分		○			
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ 人事評価を活用していない				○	
活用予定時期				令和8年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高梁市		岡山県		国	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)		-	
1,645 千円		1,756 千円			
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.400)月分	(1.000)月分	(1.400)月分	(1.000)月分	(1.400)月分	(1.000)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~15%		・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	
		・管理職加算 15~25%		・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(高梁市)

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ(一律)					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2)退職手当(令和7年4月1日現在)

高粱市				国										
(支給率)		自己都合		応募認定・定年		(支給率)		自己都合		応募認定・定年				
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	調整率	/100		調整率		83.7/100				
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(3~45%加算)		その他の加算措置		定年前早期退職特例措置(2~45%加算)				
調整率				/100										
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(3~45%加算)													
(退職時特別昇給)	なし													
(退職時特別昇給を設けている理由)	自己都合			応募認定・定年										
1人当たり平均支給額	5,564 千円		19,431 千円											

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員(普通会計)に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3)地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)				1,015 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)				203 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数		国の制度(支給率)	
東京都特別区	20.0 %	1	人	20.0 %	
大阪府大阪市	16.0 %	0	人	16.0 %	
岡山県岡山市	4.0 %	3	人	4.0 %	
岡山県倉敷市	4.0 %	1	人	4.0 %	
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由					

(4)特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)				11,273 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)				89,468 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)				21.1 %	
手当の種類(手当数)				15	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価	
税務従事職員の特殊勤務手当	税務職員	訪問して市税の滞納整理に従事したとき	1千円	日額	250円
感染症防疫作業等従事職員の特殊勤務手当	作業従事職員	①感染症の病原体に汚染されている区域において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護、感染症の病原体に汚染された患者若しくは汚染されているおそれのある家畜又は感染症の病原体が付着した物件若しくは付着の疑いがある物件の処理作業に従事したとき ②保健師である職員が、結核患者の家庭を訪問して保健指導の業務に従事したとき	0千円	日額	290円
清掃作業従事職員の特殊勤務手当	清掃の作業従事職員	し尿処理、塵あいの収集又は焼却作業に従事したとき	1,167千円	日額	1,050円
社会福祉事務従事職員の特殊勤務手当	社会福祉事務所に勤務する職員で要保護者の面談業務に従事した現業の職員	要保護者に対して生活指導のために面談業務に従事したとき	78千円	日額	200円
検視、死体処理従事職員の特殊勤務手当	作業従事職員	轢死、溺死、縊死その他変死者の検視立会いし、又はその処理業務に従事したとき	0千円 15千円	日額 日額	検視 1,600円 死体処理 1,000円
火葬作業従事職員の特殊勤務手当	火葬の作業従事職員	火葬作業に従事したとき	0千円	日額	1,000円
犬、ねこ及び猿の死体処理従事職員の特殊勤務手当	作業従事職員	へい死した犬、ねこ及び猿の処理に従事したとき	32千円	1回につき	420円
成羽長寿園及び鶴寿荘に勤務する職員の特殊勤務手当	成羽長寿園に勤務する保健師、看護師、介護福祉士、支援員 鶴寿荘に勤務する保健師、看護師、介護福祉士、支援員	入所者の汚物処理業務に従事したとき	230千円	日額	200円
			1,429千円	日額	500円
救急業務従事職員の特殊勤務手当	業務従事職員 業務従事職員(救急救命士)	救急に出動し、搬送に従事したとき	2,250千円	1回につき	400円
			70千円	1回につき	670円
夜間通信業務従事職員の特殊勤務手当	消防職員の交替制勤務者	午後10時から翌日の午前5時までの間に通信業務に従事したとき	181千円	日額(2時間未満)	250円
			861千円	日額(2時間以上)	400円
診療放射線技師等の特殊勤務手当	レントゲン技術又はその補助に従事する職員	レントゲンを使用して有害放射線の影響を受ける作業に直接従事したとき	239千円	日額	330円
夜間看護業務従事職員の特殊勤務手当	成羽病院の病棟に勤務する看護師、准看護師、看護助手及び成羽長寿園、鶴寿荘に勤務する看護師、准看護師、介護福祉士、支援員、看護助手	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき	0千円	1回につき(2時間未満のとき)	2,150円
			7,713千円	1回につき(2時間以上4時間未満のとき)	3,100円
			8,886千円	1回につき(4時間以上のとき)	3,550円
医師の特殊勤務手当	医療職給料表(一)の適用を受ける職員	医療業務に従事したとき	5,544千円	院長 月額	700,000円以内
			0千円	副院長 月額	600,000円以内
			2,640千円	所長 月額	600,000円以内
			5,418千円	医長 月額	550,000円以内
			20,168千円	医員 月額	550,000円以内
訪問看護待機職員の特殊勤務手当	訪問看護ステーションに勤務する職員	利用者からの緊急連絡等に対処するため、正規の勤務時間外において自宅等で待機したとき	243千円	勤務日勤務時間外	1,000円
			244千円	休日	2,000円
災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当	作業従事職員	災害救助法が適用された災害発生市町村の区域において行う避難所の運営業務その他被災地支援に関する業務に従事したとき	0千円	1日につき	710円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	133,393 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	325 千円
支給実績(令和5年度決算)	113,069 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	258 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	配偶者、子どもなどの区分により月額3,000円～11,500円	同	—	51,296 千円	236,387 円
住居手当	借家などに限り月額最高27,000円	異	上限額の相違	37,028 千円	221,725 円
通勤手当	交通機関利用者は6月定期券相当額(最高月額40,000円×6月)、自動車・自動二輪等(片道2km以上)利用者は、距離数により支給	異	距離数による	64,203 千円	137,186 円
管理職手当	階級により25,000～50,000円 但し、条例により減額実施 実施期間平成22年1月1日～平成27年3月31日 削減後手当額:階層により21,390～42,500円	異	級による定額	51,045 千円	296,773 円

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
給料	市長	830,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副市長	670,000 円	985,000 円 / 391,500 円	
報酬	議長	425,000 円	790,000 円 / 420,000 円	
	副議長	365,000 円	545,000 円 / 230,000 円	
	議員	350,000 円	475,000 円 / 200,000 円	
期末手当	市長	3.775月分(令和6年度支給割合)		
	副市長	3.225月分(令和6年度支給割合)		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×在職期間1年につき100分の500	1,660万円	任期ごと
	備考	給料月額×在職期間1年につき100分の300	804万円	任期ごと

(注) 1 給料及び報酬の()内は、特別措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

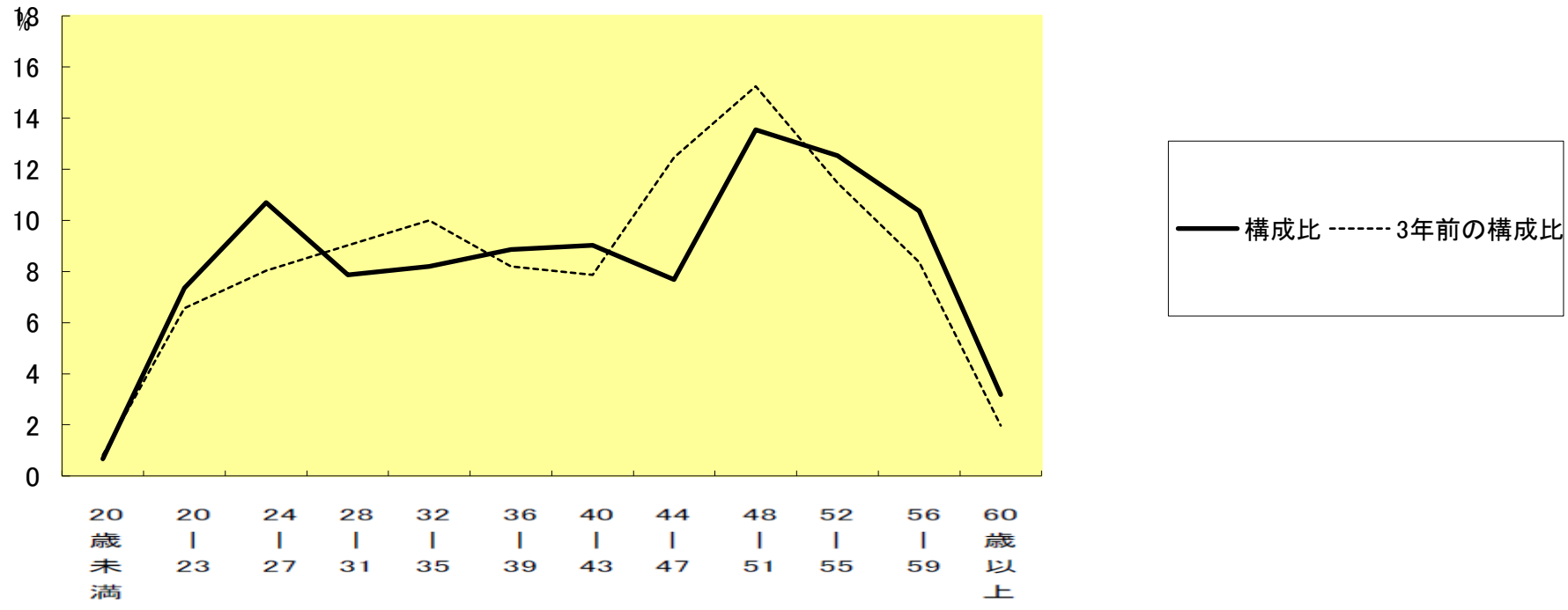
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
一般行政部門	議会	4	4	0	
	総務	103	100	△3	組織の再編
	税務	15	17	2	職員補充
	農林水産	25	23	△2	組織の再編
	商工	12	12	0	
	土木	36	36	0	
	民生	59	41	△18	こども園への移行
	衛生	30	31	1	職員補充
特別行政部門	小計	284	264	△20	<参考>人口1万当たり職員数 101.46人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 86.20人)
	教育	101	114	13	こども園への移行
	消防	67	67	0	
	小計	168	181	13	
	普通会計計	452	445	△7	<参考>人口1万当たり職員数 171.02人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 110.71人)
公営企業等会計部門	病院	99	95	△4	欠員不補充
	水道	9	9	0	
	下水道	6	6	0	
	その他	46	43	△3	欠員不補充
	小計	160	153	△7	
合計		612 [658]	598 [658]	△14	<参考> 人口1万当たり職員数 230 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	44人	64人	47人	49人	53人	54人	46人	81人	75人	62人	19人	598人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	293	292	282	285	284	264	△ 9.90
教育	113	108	107	106	101	114	0.88
消防	69	69	66	67	67	67	△ 2.90
普通会計計	475	469	455	458	452	445	△ 6.32
公営企業会計計	161	157	155	159	160	153	△ 4.97
総合計	636	626	610	617	612	598	△ 5.97

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。